

児童館等のあり方検討会報告書 (概要版)

平成 18 年 12 月

1 児童館・学童クラブを取り巻く現状と課題 (P1～P3)

- (1) すべての子どもの安全・安心な居場所づくり
- (2) 多様化するニーズへの対応
- (3) 学童クラブの需要数の増大への対応
- (4) 区民・NPO等の活動の活発化と協働等の推進

2 これからの児童館の目指すべき方向 (P4)

(1) 放課後の子どもの居場所づくりの再構築

- 今後は、国の放課後事業も視野に入れ、学校や地域の様々な取組みとの連携の中で放課後の居場所づくりを再構築すべきである。
- 児童館・学童クラブは、子どもの自主性、社会性、創造性、協調性等を育てているが、「地域ぐるみで教育立区」の視点を鑑み、学校や地域における人づくりの取組みとも連携した運営を進めていく必要がある。

(2) 年齢層ごとのニーズや施設の状態に応じた特色のある運営の推進

- 年齢層ごとの多様なニーズに対して施設の状態等に応じて、乳幼児親子や小学生の身近な居場所機能をベースにしながら、児童館ごとに特色のある運営を推進していくべきである。

(3) 地域の子育て支援の拠点としての機能強化

- 家庭が子どもたちを心身ともに健やかに育てていけるよう、プログラムの充実や職員の専門性の向上を図り、保護者・家庭への的確な支援を行っていく必要がある。
- 地域ぐるみの子育て支援を進めていくため、概ね1小学校区に1児童館がある利点を生かし、今後もさらに子育てネットワークの拠点としての機能を強化していく必要がある。

(4) 協働等の推進とコーディネート機能の強化

- 子どもと子育てを支え合う地域づくりを進めるために、これまでの事業協力型の協働の充実に加え、より広範な協働等を推進していく必要がある。
- 児童館職員は、子どもと家庭を支援する取組みや児童館を中心とした子育て支援全体の企画・運営のほか、関係者に対する助言や支援を行うとともに、これまで以上に、地域の子育てコーディネーターとしての役割を強化していく必要がある。

3 ニーズに応じた特色のある児童館づくり (P5～P9)

(1) 乳幼児親子の利用促進に向けた取組み

① 専用スペースの整備

- 小学生の利用が増える午後の時間や学校の長期休み中にも、乳幼児親子がゆったり利用できるためには専用のスペースを整備・拡充していくことが望ましい。

② 一時預かりの需要への対応

- 専用の部屋を確保し、長時間、児童館の職員が主体となって実施するのは困難であるが、利用者の少ない午前中に、学童クラブの育成室を、民間の担い手に貸し出すことは可能であると考ええる。

③ 提供するプログラムの充実

- プログラムの内容は、保護者への支援も視野に入れた的確なものとなるよう、充実に努めていかなければならない。そのために、プログラムの研究や職員の計画的なスキルアップをこれまで以上に推進していく必要がある。

(2) 学童クラブと小学生の居場所づくり

① 安全・安心な居場所の確保

- 地域によっては、安全・安心の確保の観点から、学童クラブの学校内への移設を望む声がある。子どもと保護者の利便や学校の余裕教室の状況等を踏まえ、検討する必要がある。
- 学校内に移転する場合には、学校運営との連携を十分に図るとともに、学校施設ができるだけ柔軟に利用できるよう調整を図るべきである。また、学童クラブは生活の場でもあり、一定の施設改修を行い、子どもが安らげる環境整備を行う必要がある。
- 地域の多様な担い手と連携して、公園等での屋外遊びや自然体験等のプログラムを実施するといった、児童館の出前事業について検討する必要がある。そうした取組みによって、公園や屋外が子どもにとって安全・安心な場所になっていくと考える。

② 学童クラブの需要増への対応

- 区のみで需要を受け止めることには限界があることから、民間事業者が設置する学童クラブの運営に対する区の助成の充実を図ることを検討すべきである。
- 登録児童数が特に多い地域では、保護者の就労が比較的短い家庭などを想定した、学童クラブより少し緩やかな放課後の居場所について、運営上の工夫も含めて検討することが望ましい。また、学校との連携の中で居場所を検討することも必要である。
- 登録児童数が多い学童クラブについては、近隣に余裕のあるクラブがある場合には、児童の住所地などを踏まえた調整を行うことにより、登録数の均衡を図るべきである。

③ 学童クラブの育成時間の延長等のニーズへの対応

- 就労時間の長時間化や就労形態の多様化が進んでいる現状を踏まえると、一定程度の時間延長について検討する必要がある。ただし、長時間保育の子どもへの影響や家庭及び事業者の責任との兼ね合いを考えれば、実施する場合でも、必要最低限の時間に留めるべきである。
- 年末保育については、有料でも利用したいと回答した保護者の数が、全保護者の1割程度であった。子どもの自力通所が原則である学童クラブでは、保育園のような拠点方式による実施も難しいことから、現時点では、保護者をはじめ地域における相互支援の充実を促していくことが望ましい。

(3) 中・高校生の居場所づくりと自立応援の推進

- 中・高校生の児童館の利用促進を図るため、引き続き、中・高校生自身の意見・要望に基づきながら、「ゆう杉並」や地域児童館を中心とした取組みを行っていくべきである。
- 「ゆう杉並」を中心に、教育委員会とも連携しながら、プログラムの充実を図り、中・高校生の自立を応援していく必要がある。また、本人を理解し、支える周囲の体制作りが重要であるので、保護者や大人向けの講演会、相談事業等を合わせて行っていく必要がある。

(4) 障害児の放課後支援の充実

- 今後も関係者と連携、協働を図りながら、障害のある子どもも、ない子どもも共に楽しめるプログラムの充実に努めていくべきである。
- 学童クラブへの入会を希望する障害児が増えている中で、1クラブあたり一律4名という受入れ枠を見直し、障害の度合いや全体の登録数、施設の環境などを踏まえ、弾力的に受入れていく方向を検討することが望ましい。
- 特別支援教育の取組みが進められる中、学校やこども発達センターなどの関係機関との一層の連携を図り、障害児の成長・発達の支援を行っていく必要がある。

(5) 保護者・家庭支援の充実

- 専門研修の充実により職員の専門性の向上を図るとともに、児童相談所、子ども家庭支援センター、保健センター、学校などの関係機関との連携を強化するべきである。
- 保護者の養育力を高めるため、相談しやすくなるような関係づくりや仕組みづくりに努めるほか、子育ての知識や技術を高められるようなプログラムを工夫して実施するべきである。
- 地域子育てネットワーク事業は、地域ぐるみの子育て支援の核となる取組みとなっているが、地域の関係者の理解と協力を求め、すべての地域で活発な取組みがなされるよ

う努めるとともに、保護者をはじめとした区民やNPO等の参加の輪を広げていくべきである。

- 関係行政機関の連携や各ネットワーク間の交流、情報交換についても充実を図っていく必要がある。

4 区民・NPO等との協働等の推進 (P10)

(1) 多様な担い手の参画に向けて

- 児童館の運営において、今後、協働等を一層進めていくためには、従来からの個別事業ごとの協力や共催などを引続き拡充させていくと同時に、地域の人材や団体の特性に応じたより多様な形態を取り入れていく必要がある。
- 日常運営や他の事業との関係を踏まえた上で、可能であれば、一部の事業をNPO等に委ねる一部委託という形態も検討するべきである。
- 一定の力量のある団体があれば、継続的・安定的に専門性や独自性を発揮してもらうことができる形態として、一館の運営を基本的にすべて委ねるといことも考えられる。

(2) 進め方と留意すべき点

- 協働等を推進していくためには、担い手となる地域の人材や団体の育成が重要であり、区は、すぎなみ地域大学に児童館の運営への参画を想定したプログラムを取り入れるなど、担い手の力量の向上を支援していく必要がある。
- 活動実績が少ない団体等との協働等を進めるにあたっては、事業へのボランティア参加や協力実施からはじめ、次に可能であれば一部委託というように、委ねる事業の範囲を段階的に広げていくことが現実的である。
- 児童館は地域の住民との様々な関わりを持ち、その協力の下に運営されている施設であるので、児童館の運営を団体に委ねる場合は、地域との連携を目指す姿勢を持った団体が担うことが不可欠である。
- 地域との調整機能は行政が果たすことが適当であるので、地域子育てネットワーク事業については、区が運営する児童館が引続き事務局機能を担うべきである。
- 区、運営団体、地域の関係者等からなる運営協議会を設置し、定期的に意見交換を行うとともに、運営が適正に行われているかどうかの検証を行い、児童青少年課や区が運営する児童館が支援を行うような仕組みを構築することが望ましい。